

仙台市地下鉄沿線まちづくりに係る都市計画提案制度実施要綱

(平成 26 年 8 月 5 日都市整備局長決裁)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、都市高速鉄道地下鉄沿線において、仙台市（以下「市」という。）の都市計画に係る提案の募集を行い、一定の要件を満たした提案内容について都市計画の決定又は変更をすることにより、駅を中心とした都市の高度利用や都市機能の集積を進めるとともに、交通利便性を生かした快適な居住環境の形成を推進することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）に定めるところによるほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 提案 都市計画の決定又は変更に係る提案のことをいう。
- (2) 提案者 提案を行おうとする者をいう。
- (3) 土地所有者 都市計画法第 21 条の 2 第 1 項に規定する者をいう。
- (4) 協議会 仙台市都市計画審議会運営要綱（昭和 44 年 12 月 8 日審議会決裁）第 10 条の規定による協議会のことをいう。

(提案者の要件)

第 3 条 この要綱において、提案者は、次の各号のいずれかに該当する場合に提案を行うことができるものとする。

- (1) 土地所有者
- (2) 土地所有者以外の者で、土地所有者から承諾を得た者

(提案の対象)

第 4 条 この要綱において、提案の対象は、地下鉄沿線のまちづくりに資する都市計画の決定又は変更に係るものとする。

(事前相談)

第 5 条 提案者は、提案を行う前に、市に事前相談シート（参考様式）により提案内容に関する相談を行うものとする。

- 2 市は、前項の規定による相談を受けた場合には、必要に応じて提案内容に関する助言を行うものとする。

(提案の受付に係る提出書類)

第 6 条 提案者は、提案書（様式第 1 号）に計画説明書（様式第 2 号）を添えて、これを市長に提出しなければならない。また、提案者が土地所有者以外の者である場合は、これらのほか、承諾書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

- 2 提案者は、前項に規定するもののほか、提案の説明に必要な資料を提出することができる。
- 3 前 2 項に規定する書類の提出先は、都市整備局計画部都市計画課とする。

(市の見解)

第7条 市は、提案を受け付けた場合、次の各号に掲げる事項を考慮して、提案内容に対する市の見解を作成するものとする。

- (1) 市のまちづくりに係る方針等（仙台市総合計画、仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、仙台市都市再開発方針、仙台市都市計画マスタープラン並びに地下鉄沿線まちづくりの推進プラン）との適合
- (2) 前号に定めるもののほか、計画の際に配慮すべき事項

(提案内容検討会議)

第8条 市は、前条に規定する市の見解を作成するにあたって、提案に関係する課の意見集約を行うための提案内容検討会議を開催するものとする。

- 2 前項に規定する検討会議は、都市整備局計画部長及び提案に関係する課の長で組織する。
- 3 前2項に規定する検討会議の議長は、都市整備局計画部長をもって充てる。

(協議会の意見聴取)

第9条 市は、提案と市の見解を協議会に提出し、協議会の意見等を聴取するものとする。

(提案者への通知)

第10条 市は、協議会の意見等を踏まえ、提案に対する検討結果をとりまとめ、様式第4号により提案者に通知するものとし、必要に応じて、通知の内容について説明を行うものとする。

(詳細な計画書類の提出)

第11条 提案者は、前条の通知により、市から提案に係る詳細な書類の提出を求められた場合、次の各号に掲げる書類を市に提出するものとする。

- (1) 都市計画の素案（別表1に掲げる書類）
 - (2) 土地所有者の同意を証する書類（別表2に掲げる書類）
 - (3) 周辺住民等への説明の経緯に関する資料（様式第6号）
 - (4) 周辺環境等への影響の検討に関する資料（様式第7号）
 - (5) その他提案内容の説明に必要な資料
- 2 提案者は、市が前条に規定する通知を行った日の翌日から起算して2年以内に前項に規定する書類を市に提出しなければならない。ただし、当該期間内に、提案者に特段の理由があると市が認めた場合は、この限りでない。

(詳細な計画に対する市の判断)

第12条 市は、前条第1項に掲げる書類が提出された場合は、都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうか判断するものとする。

- 2 市は、前項の判断をする場合は、第8条第2項に掲げる構成員と同一の者から成る会議を行い、提出された書類の内容等を確認するものとする。
- 3 市は、前条第1項に掲げる書類のほか、提案者に対し、第1項の判断に必要な書類の提出及び協議を求めることができる。

(都市計画決定又は変更の手続き)

第13条 市は、前条第1項により、都市計画の決定又は変更をする必要があると判断した場合、都市計画の案を作成し、法第17条第1項に規定する都市計画の案の縦覧を行い、法第19条第1項に規定する市町村都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2 市は、都市計画の案を作成した場合、当該都市計画の案について、関係住民に対し、周知を図るように努めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、地下鉄沿線に係る都市計画の提案募集に関し必要な事項は、都市整備局計画部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月6日から実施する。

附 則 (平成29年12月26日改正)

この改正は、平成29年12月26日から実施する。

附 則 (令和3年4月1日改正)

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則 (令和4年6月14日改正)

この改正は、令和4年6月14日から実施する。

附 則 (令和5年3月24日改正)

この改正は、令和5年4月1日から実施する。